

[事案 21-39] 契約無効・既払込保険料返還請求

- ・平成 21 年 7 月 15 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 1 月 26 日 裁定終了

< 事案の概要 >

契約する意思がなかったのに、営業担当者から虚偽の説明を受けて加入したものであり、契約を無効にして既払込保険料全額を返還して欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 3 年、営業担当者から執拗な勧誘を受けたが、金銭的に余裕もなく生命保険に加入する必要もないのでこれを断っていたところ、担当者は、「シャチハタでは契約が成立しないから…」と騙され、担当者の再三の勧誘に疲労困憊し募集行為から一時的に逃避するため、加入申込書(終身保険)に捺印した。ところが、その後「契約できちゃいました。」と言われ、契約の意思はなかったにもかかわらず、契約が成立してしまった。

また、解約払戻金についても、「契約してすぐに解約すると損になるが、3 年もすれば元本割れはない。」との説明を信じ保険料を払い込み続けてきたが、平成 19 年に解約しようとしたところ、解約払戻金が保険料払込金額を大きく下回ることを知った。

したがって、申立契約は、加入の意思がないにもかかわらず、営業担当者の虚偽により契約申込みしたものであり、契約を無効とし、既払込保険料全額(約 250 万円)を返還して欲しい

< 保険会社の主張 >

下記理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 以下の事実により、申立人が申込書を作成していた時点で、申立契約を有効に成立させる意思を有していたことは明らかである。
 - ① 申立人の自署による申込書・告知書が存在し、保険料は当初給与引落しで支払われており、申立人自身が給与引落の承諾書を作成している。また、申立人自身が保険会社の求めに応じ、告知補足書を作成している。
 - ② 契約成立後、申立人が特約の一部を解約しているが、申立契約全体は解約していない。
 - ③ 申立人が解約返還金額を照会したのは、契約後 15 年経ってからであり、その間申立人から解約の申出は無く、その間 5 度にわたり、保険料払込変更や住所変更の手続きがなされている。
 - ④ 万が一、申立人が申込書作成時点で、申立契約を有効に成立させる意思を有していなかったとしても、その後の保険料支払いや各種手続きがなされている事実は、申立契約の追認と評価できる。
- (2) 以下の事実により、営業担当者が申立人の主張するような説明をしていないことは明らかである。
 - ① 月払いの終身保険である申立契約において、3 年で解約返還金が払込保険料総額を上回することは通常ありえないことであり、そのような説明を営業担当者がするとは考えにくい。
 - ② 営業担当者が申立人の主張するような問題のある勧誘行為をしていたとしたら、営業担当者の評判はすぐに落ち、申立人の所属する職域に出入りすること自体が出来なくなるが、担当者は現在に至るまで 20 年を超える期間も同職域の担当を続けていることから、同人が問題のある営業活動をしていたとは考えにくい。
 - ③ 申立人は保険証券の解約返還金額表が解約返還金の額を表すものだとは知らなかったと主張しているが、申立人が一流企業に勤めていたことを考慮すると、そのような主張には合理性がなく、真実とは思われない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第44条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 双方からの主張、および提出された証拠からは下記のような事実が認定でき、いずれも、申立人が自らの意思に基づいて契約を締結し、その後も、契約が有効であることを前提とする行動をしていることを示すものであり、このような事実からすれば、申立人が、営業担当者の虚偽説明にもとづいて契約締結する意思がないのに申立契約に加入したものであるとの主張は、到底認められない。
 - ① 申込書・告知書の署名が自署によるものであること。また、追加提出された告知補足書にも同じ自署がある。
 - ② 申立人自身が、平成3年12月に申立契約の特約解約（減額）の手続を行った際の申込書にも自署があるうえ、申立契約全部の解約をしていない。
 - ③ 契約成立後、平成19年1月までに申立人自身が保険料収納方法変更や住所変更等の手続きを行っている。
 - ④ 申立人が、契約成立後約15年にわたり、申立契約の成立に異議を申し出ることや特約解約を除く解約の申し出をすることもなく、保険料を支払い続けてきた。
- (2) 契約成立後すぐに申立人に送付された保険証券記載の「解約返還金額表」には、3年経過時の解約返還金金額として25,500円と記載されている。申立人はこれを認識しつつ、約15年にわたり、契約が有効であることを前提にした行為を行っているから、契約時に解約返還金について営業担当者が申立人の主張するような虚偽の説明をしたとは認められない。